

設置義務です
住宅用火災警報器

住宅用火災警報器について



○住宅用火災警報器は10年を目安に交換を！



住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換をお勧めします。

いざというときに確実に作動するように、少なくとも年に2回は点検しましょう。

点検方法

⇒ひもを引っ張ったりボタンを長押しすると、音声などで正常に作動するかどうかを知らせてくれます。

ボタンを
押す



ピーピー

ひもを
引く



ピーピー

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



鹿児島県内すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられています。

平成28年6月1日から令和8年6月1日で**10年**が経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

○住宅用火災警報器設置支援について

高齢者や障害のある方で、自身での設置が難しく、家族や近隣の方にお問い合わせすることができない世帯を対象に設置支援を実施しております。住宅用火災警報器設置支援の詳細については、阿久根地区消防組合ホームページをご覧ください。阿久根消防署までご連絡ください。

※消防署では、住宅用火災警報器の販売等を行っていません。

『不当な訪問販売』にご注意ください！！

【お問い合わせ】

阿久根地区消防組合消防本部
住所 阿久根市鶴見町 200 番地
電話 警防課予防係 72-0119

